

青森県警察争訟事務処理に関する訓令

昭和47年1月1日
青森県警察本部訓令第1号

改正 平成6年12月本部訓令第24号
平成28年3月本部訓令第10号

平成12年3月本部訓令第9号

青森県警察争訟事務に関する訓令を次のように定める。

青森県警察争訟事務処理に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察業務の適正かつ合理的な運営を確保するため、警察に関する争訟事件の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(争訟事件の種類及び意義)

第2条 この訓令に定める争訟事件の種類及び意義は次のとおりとする。

(1) 行政不服申立て事件

公安委員会、警察本部長（以下「本部長」という。）若しくは警察署長（以下「署長」という。）がした処分又はなすべき処分をしなかった不作為を原因として、公安委員会又は人事委員会に対して行われる行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく事件

(2) 行政訴訟事件

公安委員会、本部長若しくは署長がした処分又はなすべき処分をしなかった不作為を原因として、県を被告とする行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく事件

(3) 人権侵犯事件

警察官が公権力の行使にあたり、国民の権利又は自由を侵犯した疑いにより、地方法務局又は弁護士会の調査が行われる事件

(4) 告訴告発事件

警察官が公権力の行使にあたり、罪を犯した疑いにより、被害者等が当該警察官を被告訴人又は被告発人として検察官に訴追を求める刑事訴訟事件

(5) 国家賠償請求事件

公安委員会若しくは警察職員の故意若しくは過失による違法な公権力の行使により損害を被ったとする者又は県警察所管の建造物の設置若しくは管理の瑕疵により損害を生じたとする者が、その損害の回復を求めて国又は県を被告として訴訟を提起する事件

(6) 民事事件（国家賠償請求事件を除く。）

職務執行中の警察官が、公権力の行使における行為以外の行為により、違法に他人の権利を侵害した疑い、その他職務執行中の警察官若しくは警察機関がした民事上の有責行為又は管理により、他人に対して民事上の責任が生じた疑いにより、その者が当該警察官又は警察機関を被告として責任を追求する事件

(訟務官等の責務)

第3条 監察課長及び訟務官（以下「訟務官等」という。）は、争訟事件処理の主管者として争訟事件についての調査、指揮及び資料の整備にあたるとともに、争訟事件の合理的な解決に努めなければならない。

(所属長の責務)

第4条 争訟事件に関係のある警察本部の課長、隊長、所長、警察学校長及び警察署長（以下「所属長」という。）は、訟務官等と連絡を密にし、争訟事件についての調査及び証拠資料を収集整備するとともに、必要な措置をとらなければならない。

(争訟事件処理の基本的な心構え)

第5条 争訟事件は、次の基本的な心構えをもって処理しなければならない。

(1) 争訟事件に係る事実を正確に把握し、事件に関し見通しをたてること。

(2) 和解の見通しがある争訟事件については、和解に努めること。

(3) 検察官、地方法務局、知事部局等関係機関に対しては、必要な範囲と限度において密接な連

絡を保持すること。

(4) 争訟事件に関し、当該警察職員に懲戒処分を必要と認める事実がある場合は、争訟事件の処理と分離して必要な措置をとること。

(5) 争訟事務を合理的に行うため、法律、判例等に関する知識及び争訟手続に関する知識等の調査研究に努めること。

(報告)

第6条 所属長は、争訟事件が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その要点を電話又は口頭により本部長（訟務官等経由）に速報するとともに、速やかに事件発生報告書（様式第1号）により報告しなければならない。

(記録等の整備保管)

第7条 訟務官等は、争訟事件の関係記録の原本を整備保管しなければならない。

2 監察課には、争訟事件台帳（様式第2号）を備え、争訟事件ごとに記録を編てつし索引を付して保管しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第10号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

様式省略